

岐阜県野生鳥獣リハビリセンター運営検討委員会設置要綱

(設置)

第1 岐阜県野生鳥獣リハビリセンター（以下、「センター」という。）の運営状況について、専門家の助言に基づき検討を行い、センターの適切な運営を図るため、岐阜県野生鳥獣リハビリセンター運営検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 受入れ個体の収容、リハビリ、放鳥獣の状況
- (2) 保護された鳥獣のうち、センターで受入れなかった個体の状況
- (3) その他、センターの運営のために必要な事項

(構成)

第3 委員会は、別表の専門家をもって構成する。

(委員)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(委員長)

第5 委員会には委員長を置き、委員のうちから互選する。

(事務局)

第6 委員会の事務局は、岐阜県環境生活部環境生活政策課に置く。

(招集)

第7 委員会は、岐阜県環境生活部環境生活政策課が招集する。

附則

この要綱は、平成26年10月9日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 委員名簿

氏名	所属等
赤木 智香子	ラプター・フォレスト代表
浅野 玄	岐阜大学応用生物科学部 准教授
石黒 利治	公益社団法人岐阜県獣医師会 代表理事

敬称略 五十音順